

【提出されたご意見等】

No.1

ご意見等の概要	ご意見等に対する余市町の考え方
<p>事業計画を見させて頂きました。</p> <p>少子化について書かれていましたが、その対策として私が求めることは、育休中に産まれた赤ちゃん以外の子どもたちを保育園でみていただけたらなと思います。</p> <p>第二子出産後 保育園を退所させられました。新生児の育児、上の子の育児で産後 大変な生活をしてきたのを今でも覚えています。</p> <p>第三子ほしいですがまたその日々を想像すると子どもはもういいかなと思うようになりました。</p>	<p>○育休期間中の他の子の保育園の継続利用について</p> <p>保育の必要性の認定基準については、自治体ごとに取扱いが異なる場合があります。余市町においては、これまでも町民の皆様から、当意見と同様の意見を含む様々なご意見を頂いてきたところです。</p> <p>これらの意見を受け、余市町では、以前より保育の認定基準の取り扱いの見直し・明確化について検討・協議を進めて参りました。</p> <p>この検討・協議の結果、令和5年4月から、育児休業期間中の保育要件に「保護者の他に、自宅で保育ができる同居親族がない場合」を追加することなどを検討しております。</p> <p>なお、育児休業期間の保育要件については、法令において①保護者が育児休業開始時、既に保育所等を利用していること、②引き続き同保育所等を利用することが必要と認められることの大きく二点が規定されています。</p> <p>これまで余市町では、②における「引き続き同保育所等を利用することが必要」な場合として、「5歳児(次年度就学児)または、心身の障がい等の理由により療育に集団生活を要する」場合としておりましたが、(1)5歳児(次年度就学児)である場合、(2)発達上環境の変化が好ましくないと客観的に認められる場合に明確化するとともに、(3)保護者の他に保育ができる同居親族がない場合を追加することを検討しています。</p> <p>また、これに併せて、妊娠・出産の保育要件について、多胎妊娠の場合は産前産後 14 週に有効期間を拡大することを検討しております。</p>

	<p>今後も、法令・条例等の範囲内において、町内における保育所等の運営状況を考慮しながら、地域・時代に合わせた町民ニーズに対応すべく、検討を重ねて参りたいと考えております。</p>
--	--

区分	※C
----	----

No.2

ご意見等の概要	ご意見等に対する余市町の考え方
<p>余市スキージャンプ台もあり、余市スキー協会主催のスキー大会もある余市町なので、ぜひ余市町内でも気軽にスキーをできる環境作りをお願いしたいです！</p> <p>竹鶴シャンツェの一般開放、竹鶴シャンツェでのスキー教室、希望します！</p> <p>上記の環境があれば、スキー大会参加者も増えるのではと思います。</p>	<p>○ジャンプ台付近のスキー利用について</p> <p>当意見につきましては、今回の第2期余市町子ども・子育て支援事業計画の見直し案に対する意見以外のご意見としてお聞きしましたが、関係する課（教育委員会 社会教育課など）への貴重なご意見としてお取り扱いをさせていただきます。</p> <p>今後も皆さんの意見を参考にしながら、よりよい子育て環境の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>

区分	※該当なし
----	-------

※「ご意見等に対する余市町の考え方」の A～E の区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	ご意見を受けて計画等の案を修正したもの
B	計画等の案とご意見等の趣旨が同様であるもの
C	計画等の案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	計画等の運用にあたって参考となる情報提供
E	計画等の案に対するご質問等